

インフルエンザ発症後の対応の流れ

インフルエンザ様症状がみられたら・・・

- ・「インフルエンザ罹患証明書」を持って医療機関を受診してください。

医療機関受診

- ・インフルエンザと診断されたら「インフルエンザ罹患証明書」を医療機関で記入してもらいます。
- ・医師に発症日を確定していただきます。受診前から熱が出ていたり、再受診時にインフルエンザの診断がついた時等は医師に発症日を判断していただきます。
- ・インフルエンザと診断されたことをこども園に連絡してください。

自宅安静

- ・発症後 5 日、かつ解熱後 3 日（乳幼児にあつては）を経過するまで自宅で安静に過ごしてください。
- ・「インフルエンザ罹患証明書」には、発症日からの熱の経過を保護者が記録する表が掲載されています。毎日検温した結果を記録してください。

必要期間自宅で休んだ後「インフルエンザによる出席停止のお知らせ」を持って登園

- ・医師の登園許可のための診察がなくなるかわりに、ご家庭で熱の経過を記録した結果をもとに登園可能かどうかの確認をします。
- ・インフルエンザの自宅安静期間は、「発症後 5 日、かつ解熱後 3 日を経過するまで」です。
 - ※発症後 5 日とは・・・発症した日を 0 日とし、そこから 5 日間（計 6 日間）
 - ※解熱後 3 日とは・・・1 日中平熱で過ごせた日を解熱 0 日とし、そこから 3 日間（計 4 日間）
- ・発症後 5 日、かつ解熱後 3 日を経過した後、医療機関を再受診する必要はありません。

その他

- ・受診時に様式がなく、罹患証明書を取得できなかった場合は、罹患を証明できる書類等（処方箋または病院の領収書のコピー）を裏面に添付し、園に提出してください。
- ・インフルエンザ以外の感染症の出席停止は従来通りの対応となります。